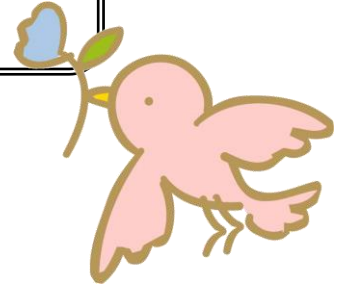


せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



せいかつ ほ ご さいていげんど せいかつ ほしょう
生活保護は、最低限度の生活を保障し、
じりつ てだす せいど
自立を手助けする制度です

～ ひとり なや えずに、まずはご相談ください ～

さまざま りゆう がんば せいかつ な た
様々な理由で、どんなに頑張っても、生活が成り立たなくなってしまう
ことがあります。

せいかつ しえん か せいかつ ほご かか せいかつ こんきゅう かた そうだん
生活支援課では、生活保護に係わらず生活に困窮されている方の相談や
しえん おこな いちにち はや もんだい かいけつ きがる
支援を行っています。一日でも早く問題が解決できるように、お気軽に
ご相談ください。

こうかしふくしじむしょ
甲賀市福祉事務所

〒528-8502

☎ 0748 (69) 2158 / 0748 (69) 2160

FAX 0748 (63) 4085

けんこうふくしぶせいかつしえんか
(健康福祉部生活支援課)

こうかしみなくちちょうみなくち ばんち
甲賀市水口町水口6053番地

こうかшыくしょ かい
(甲賀市役所 1階)

■ 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づいて制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても、なお生活にお困りの世帯に対し、困窮する度合いに応じて必要な生活の援助を行い、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

～ 生活保護は、次の“原理”(考え方)と“原則”(きまり)に基づくものです ～

保護の原理

- 1 生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護法の定める要件に当てはまるときは、平等に保護を受けることができます。(無差別平等の原理/法第2条)
- 2 生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためのものです。(最低生活の原理/法第3条)
- 3 生活保護は、世帯内で利用可能な資産(土地や預貯金、生命保険の解約など)や年金・手当・給付金など他の制度による給付、自分たちの働く能力などあらゆるものを利用して最低限度の生活が維持できないときに行われます。(補足性の原理/法第4条第1項)

保護の原則

- 1 生活保護は、原則、本人(または同居の親族など)からの申請によって行われます。ただし、保護が必要な方が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請がなくても保護を行うことができます。(申請保護の原則/法第7条)
- 2 生活保護は、世帯の構成・年齢・居住地別に、国の定める基準に照らして、世帯の収入や資産の活用などでは基準を満たすことができないときに、足りない分を補う形で行われます。(基準及び程度の原則/法第8条)
- 3 生活保護は、世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じて適切な形で行われます。(必要即応の原則/法第9条)
- 4 生活保護は、原則、世帯全体を対象として、保護が必要かどうかを決定します。(世帯単位の原則/法第10条)

■ 生活保護の利用までの流れ

生活保護は、他の行政サービスと異なり、適用の条件が生活の細部にかかわるため、かなりプライバシーに踏み込んだ形でインテーク（初回の面接相談）を行うこととなります。個人の秘密は堅く守りますので、ご安心ください。

1 相談

- ・ お困りの内容をお気軽にご相談ください。
- ・ 生活保護制度の説明だけでなく、お困りの内容に応じた解決策と一緒に考え、必要な支援を行わせていただきます。
- ・ 来庁いただけない場合は、お電話ください。



2 申請

- ・ 相談の結果、生活保護の申請を希望される方は、生活保護を利用するための申請書類を提出（※）してください。
 - ・ あわせて、調査に必要な書類や確認資料などの提出をお願いする場合があります。
- ※ 個別の事情により、口頭での申請が認められる場合があります。
- ※ 何らかの事情で本人が申請できない時は、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）または同居の親族からの申請や、急迫時は福祉事務所長による職権保護も可能ですのでご相談ください。

3 調査

- ・ 自宅にお伺いし、生活状況などの聞き取りを行います。
 - ・ 資産状況などの調査を行います。
 - ・ 精神的な支援も含め、何らかの支援が可能と思われる扶養義務者がおられる場合は聞き取りを行います。
- （扶養照会に関する申出書がありますので必要な方はお申し出ください。）
- ・ 調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

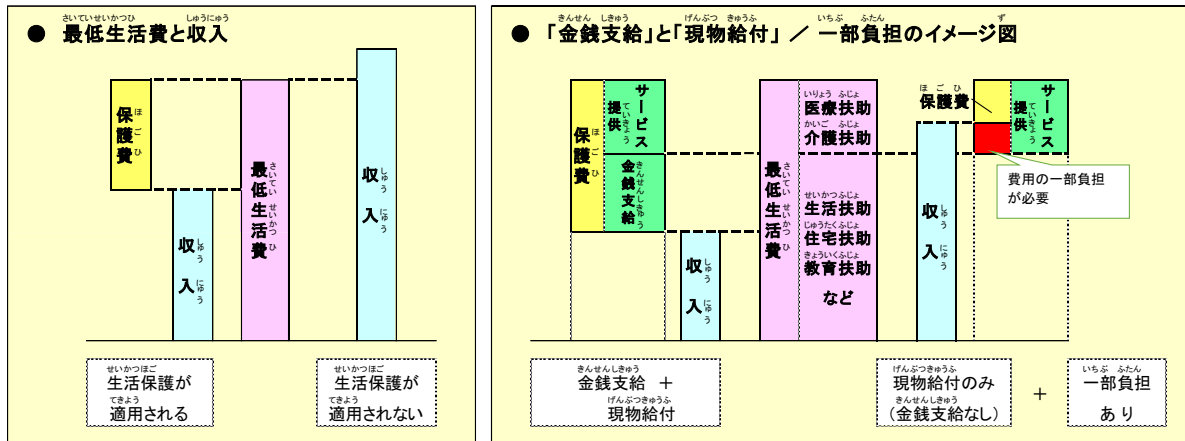
4 決定

- ・ 申請した日から、原則14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に生活保護が利用できるかどうかの通知を行います。
- （最初の保護費の支給までに日数がかかるため、それまでの生活の目処がたたない場合は、相談時または申請時にあわせてご相談ください。）
- 生活保護の利用が決定したら、保護費の支給と、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。
 - 生活保護が利用できない場合は、「保護却下通知書」をお渡しします。

■ どういったときに生活保護を利用できるのか？

生活保護は、世帯(同じ家に生活する人々)を単位として適用されます。生活保護は、国で定める最低生活費と、世帯全体の収入(働いて得たお金・年金・各種手当・仕送りなど)を合計した額とを比べ、最低生活費を下回るときに対象となります。

下の図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合、その足りない部分が「保護費」として支給されます。



ただし、保護費の区分として、①金銭支給(生活補助・住宅補助・教育補助など)と、②現物給付(医療補助や介護補助など、サービスや物の提供)があり、収入が金銭支給の対象となる基準額以上の世帯に対しては、金銭支給を行うことなく、現物給付にかかる費用の一部を負担していただくこととなります。

■ 生活保護の種類

生活保護には、次の8つの扶助があり、生活上の必要に応じて受けられます。

- ① 生活補助 食費・被服費・光熱水費など日々の生活費
- ② 住宅補助 家賃(更新料を含む)、住宅の補修費など
- ③ 教育補助 義務教育に必要な学用品、給食費など
- ④ 医療扶助 病気・けがの治療のために必要な医療費など(原則、現物給付)
- ⑤ 介護扶助 介護保険のサービス利用の際の自己負担分(原則、現物給付)
- ⑥ 出産扶助 出産にかかる費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校にかかる費用や就職に必要な技能・資格の取得費用など
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭にかかる費用

■ 生活保護と資産の関係について

居住用の土地・家屋は保有できますが、処分価値が高い場合は売却処分の対象となります。また、住宅ローンを保護費から返済することは、最低限度の生活を保障する制度の趣旨に反するため原則として認められません。ただし、返済の期間が短く支払い額の少ないとき等は、例外的に認められる場合があります。

なお、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」（65歳以上の世帯等が住居を担保として住み続けながら、生活資金の貸付を受けられる制度）が利用できる場合は、生活保護に優先して活用いただけます。



それ以外の資産（預貯金や生命保険、自動車、高価な貴金属など）をお持ちの場合、解約や売却して生活費に充てていただくことがあります。手持金や預貯金は、保護開始時に保有が認められる金額に制限があります。

なお、学資保険や125cc以下のバイクなど、保有が認められているものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

■ 能力の活用について

働ける方は、その能力に応じて、働いて収入を得ていただく必要があります。本人の状態に応じた就労先が見つけれられるよう就労支援も行っています。

ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。病院を受診し、治療に専念するなど、最善の努力をしてください。

■ 扶養義務者からの援助について

親・子・兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、援助を受けてください。また、ひとり親世帯の場合は、養育費などを受けられるよう努力してください。なお、扶養義務者からの援助は、生活保護に優先しますが、扶養能力のある親族がいることによって、生活保護の申請や利用ができないという訳ではありません。扶養義務者からの援助を受けても、なお生活に困窮される場合は、保護の対象となります。また、DV（家庭内暴力）や虐待の他、一定期間（例えば10年程度）音信不通で交流が断絶しているなど、援助が期待できないと判断できるなど特別な事情がある場合には、扶養照会を見合わせることも可能ですので、事前にご相談ください。（扶養照会に関する申出書がありますので必要な方はお申し出ください。）

■ 他^{ほか}の制度^{せいど}の活用^{かつよう}について

生活^{せいかつ}保護^{ほご}以外^{いがい}にも年金^{ねんきん}、各種^{かくしゆてあて}手当^{いりようひじよせい}、医療^{しやかいほしよせいど}費助成^{せいど}、社会^{せいかつ}保障^{ささ}制度^{せいど}など、生活^{せいかつ}を支^{ささ}えるための様々^{さまさま}な公^{こう}的^{てき}な制度^{せいど}があります。生活^{せいかつ}保護^{ほご}より、他^た法^{ほう}・他^た施策^{たせさく}が優^{ゆう}先^{せん}となるため、他^{ほか}に活用^{かつよう}が可^か能^{のう}な制度^{せいど}がある場合^{ばあい}、まず^まはそれらの制度^{せいど}を活用^{かつよう}いた^いだ^くこととなります。ど^どのよう^{よう}な制度^{せいど}が対^{たい}象^{しょう}になるのか^かは、それぞ^{それ}れの世^せ帯^{たい}により異^{こと}な^{なり}りますので、お問^とい^あ合^あわ^わせ^せく^くだ^ださい。

■ 保^ほ護^ご費^ひを返^{へん}還^{かん}しな^しな^なら^らば^ばな^なら^らない^いと^とき

◎ 活^{かつ}用^{よう}で^でき^きる^る資^し産^{さん}が^があ^あり^りな^なが^がら^ら、保^ほ護^ごを^を受^うけ^けた^たと^とき

本^{ほん}来^{らい}活^{かつ}用^{よう}で^でき^きる^る資^し産^{さん}が^があ^ある^るに^にも^もか^かか^かわ^わら^らず^ず、急^{きゅう}迫^{はく}した事^じ情^{じょう}に^によ^より生^せ活^{かつ}保^ほ護^ごを^を受^うけ^けた^たと^とき^きは、資^し産^{さん}の活^{かつ}用^{よう}が可^か能^{のう}にな^なった時^じ点^{てん}で、先^{さき}に支^し給^{きゅう}を^を受^うけ^けた保^ほ護^ご費^ひの全^{ぜん}額^{がく}ま^また^たは一^{いち}部^ぶを返^{かえ}して^{して}い^いた^ただ^だく必^ひ要^{よう}が^があ^あり^りま^ます。例^{たと}え^えば、財^{ざい}産^{さん}が^があ^あつ^つても^もす^すぐ^ぐに処^{しょ}分^{ぶん}が^がで^でき^きな^ない場^ば合^あい、交^{こう}通^{つう}事^じ故^この補^ほ償^{ちやう}金^{きん}や年^{ねん}金^{きん}な^など^どを^を受^うけ^けと^とれ^れる^るま^までの間^{あいだ}に、保^ほ護^ごを^を受^うけ^けた場^ば合^あい^いな^など^どです。(法^{ほう}第^{だい}63条^{じょう})

◎ 不^ふ正^{せい}な方^{ほう}法^{ほう}で^で保^ほ護^ごを^を受^うけ^けた^たと^とき

収^{しゅう}入^{にゅう}やそ^その^の他^たの事^じ柄^{がら}につ^つい^いて、必^{ひつ}要^{よう}な届^{とど}け^け出^でを怠^{おこた}った場^ば合^あい、嘘^{うそ}の申^{しん}告^{こく}を^をす^する^るな^など、不^ふ正^{せい}な方^{ほう}法^{ほう}で^で保^ほ護^ごを^を受^うけ^けた^たと^とき^きは、保^ほ護^ご費^ひを返^{かえ}して^{して}い^いた^ただ^だき^きま^ます。(法^{ほう}第^{だい}78条^{じょう})

■ あ^あら^らゆ^ゆる^る収^{しゅう}入^{にゅう}の^の申^{しん}告^{こく}が^が必^{ひつ}要^{よう}で^です

収^{しゅう}入^{にゅう}申^{しん}告^{こく}を^を適^{てき}正^{せい}に^に行^{おこな}う^うこ^こと^とで、就^{しゅう}労^{ろう}収^{しゅう}入^{にゅう}の^のう^うち^ち基^き礎^そ控^{こう}除^{じゆ}や必^き要^{よう}経^{けい}費^ひな^など一^い定^{てい}金^{きん}額^{がく}を^を収^{しゅう}入^{にゅう}と^として認^{にん}定^{てい}し^しな^ない取^{とり}扱^{あつか}い^いが^がで^でき^きま^ます。

ま^また、高^{こう}校^{こう}生^{せい}の^のア^あル^るバ^ばイ^いト^と収^{しゅう}入^{にゅう}の^のう^うち^ち、授^{じゅ}業^{ぎやう}料^{りやう}の^の不^ふ足^{そく}分^{ぶん}や修^{しゅう}学^{がく}旅^{りょ}行^{こう}費^ひ、大^{だい}学^{がく}の^の入^{にゅう}学^{がく}金^{きん}な^など^ど早^{そう}期^き自^じ立^{りつ}に^に充^あて^てら^られ^れる^ると^と認^{にん}め^めら^られ^れた^たも^もの^のは、収^{しゅう}入^{にゅう}と^として認^{にん}定^{てい}を^をし^しな^ない取^{とり}扱^{あつか}い^いと^とな^なり^りま^ます。



■ 自^じ動^{どう}車^{しゃ}の^の保^ほ有^{ゆう}につ^つい^いて

生^せ活^{かつ}保^ほ護^ごは、最^{さい}低^{てい}限^{げん}度^どの^の生^せ活^{かつ}を^を保^ほ障^{しょう}す^する^る制^{せい}度^どで^であ^ある^るた^ため、自^じ動^{どう}車^{しゃ}に^にか^かか^かる^る経^{けい}費^ひの^の捻^{ねん}出^{しゅつ}や^や交^{こう}通^{つう}事^じ故^こを^を起^{おこ}した^たと^とき^きの^の賠^{ばい}償^{しょう}が^が難^{むずか}しい^いた^ため、保^ほ護^ごを^を受^うけ^けて^てい^いる^る間^{あいだ}は、原^{げん}則^{そく}、自^じ動^{どう}車^{しゃ}の^の保^ほ有^{ゆう}や^や使^し用^{みと}が^が認^{にん}め^めら^られ^れて^てい^いま^ませ^せん。た^ただ^だし、身^{しん}体^{たい}障^{しょう}が^がい^い者^{しや}の^の方^{かた}や公^{こう}共^{きやう}交^{こう}通^{つう}機^き関^{かん}の^の利^り用^{りよう}が^が著^{いち}しく^く困^{こん}難^{なん}な^な地^ち域^{いき}に^に居^き住^{じゅう}さ^され^れて^てい^いる^る方^{かた}な^など、国^{くに}の^の基^き準^{じゆん}に^に基^{もと}づ^づいて^て認^{にん}め^めら^られ^れる^る場^ば合^あい^いが^があ^あり^りま^ます^すので、ご^ご相^{そう}談^{だん}く^くだ^ださい。

■ 暴^{ぼう}力^{りよく}団^{だん}員^{いん}の^の方^{かた}は、生^せ活^{かつ}保^ほ護^ごが^が受^うけ^けら^られ^れま^ませ^せん



とあ
お問い合わせ・
そうだんさき
相談先



● ^{たんとう}担当ケースワーカー

^{たんとう}担当ケースワーカーは、^{せいかつほご}生活保護を利用される方のお困りごとの解決や
^{じりつめざ}自立を目指すために必要なことを一緒に^{ひつよう}考え、^{いっしょ}手助けをする者です。^{かんが}生活
^{てだす}状況の確認や、^{ほうもん}相談に応じるため、^{おこな}定期的に訪問を行っております。
^{おま}お困りのことや^{しんぱい}心配なことがあれば、^{えんりよ}遠慮なく^{そうだん}ご相談ください。

あなたの^{たんとう}担当ケースワーカーは _____ です。

● ^{みんせいいいん}民生委員・^{じどういいん}児童委員

^{かくちいき}各地域には、^{せいかつ}生活に^{こま}困っておられる方^{かた}の見守りや^{みまも}相談に^{そうだん}のっていただけ
^{みんせいいいん}る民生委員・^{じどういいん}児童委員がおられます。^{ふくしじむしょ}福祉事務所と^{きょうりよくかんけい}協力関係にあります
ので、^{なに}何か^{こま}お困りのことがありましたら、^{そうだん}ぜひ^{そうだん}ご相談ください。

あなたの^{たんとうみんせいいいん}担当民生委員は _____ さんです。

^{じゅう}住 ^{しょ}所 _____

☎ _____

^{こじん}個人の^{ひみつ}秘密は^{かた}堅く^{まも}守りますので、^{あんしん}ご安心ください。



^{こうかしふくしじむしょ}甲賀市福祉事務所 ^{けんこうふくしぶせいかつしえんか}(健康福祉部生活支援課)

〒528-8502 ^{こうかしみなくちちょうみなくち}甲賀市水口町水口6053番地

☎ 0748 (69) 2158 / 0748 (69) 2160

FAX 0748 (63) 4085